

公益通報者保護法及び内部通報制度に関する民間事業者向け説明会【名古屋会場】

事業者が公益通報者保護法を踏まえた実効性のある内部通報制度を整備・運用することは、コンプライアンス経営の推進に寄与し、消費者を始めとするステークホルダーからの信頼獲得など事業者自身の利益や企業価値の向上につながるのみならず、国民生活の安全・安心の向上にも資するなど、社会経済全体の利益を図る上でも重要な意義があります。

しかしながら、消費者庁の調査によると内部通報制度を導入している企業は約46%であり*1、導入企業でも内部通報制度が機能せず不祥事につながった事案も散見されています。

このような現状を踏まえ、消費者庁では、内部通報制度の実効性の向上に向け、事業者が取り組むことが推奨される事項を具体化・明確化することを目的として、民間事業者向けガイドラインを改正*2しました。

本説明会は、有識者による講演に続き、公益通報者保護法の概要及び改正民間事業者向けガイドラインについて説明し、内部通報制度の意義・重要性等について、理解を深めていただくことを目的としています。

*1 平成28年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書(平成29年1月消費者庁)

*2 公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月消費者庁)

平成29年 **12月5日** (火) 14:00~16:15 (開始45分前から受付)

会場 imyホール 5階第3会議室 名古屋市東区葵3-7-14(地下鉄千種駅・車道駅)

対象 企業経営者、コンプライアンス部門責任者・担当者等、経済団体、企業経営に関わる専門家等

参加費 無料

定員 先着60名程度

内容

- 有識者による講演 山口利昭氏(弁護士、公認不正検査士)
- 消費者庁による説明 公益通報者保護法及び改正民間事業者向けガイドラインの概要
- 質疑応答 ほか

主催 消費者庁(運營業務受託:株式会社オーエムシー)

申込方法・受付期間

下記に御記載の上、FAX(03-5362-0121)でお申込み下さい。

● FAX以外にも、消費者庁ウェブサイト上の登録フォームからお申込みください。

http://www.caa.go.jp/planning/koueki/shuchi-koho/setsumeikai_171110_0001.html

開催日前日まで受付

- 参加申込みの受付は、原則として先着順といたします。
- 受付期間内であっても定員に達し次第、受付を終了いたします。

その他

- 定員以上の申込みがあった場合等を除き、参加申込みをされた方には特に連絡はいたしません。参加申込みをされた方は、当日直接会場へ御来場ください。
- 頂いた個人情報は、本説明会の運営管理の目的以外には使用いたしません。
- 事業者の取組を促進・支援する方策等を検討する際の参考資料とするため、内部通報制度に関する取組の現状や今後の予定等に関するアンケートを実施する予定ですので、御協力をお願いいたします。
- 会場での飲食、喫煙、撮影及び録音は御遠慮ください。

今後の説明会開催予定について

- 福岡会場:平成30年2月9日(金)
 - 札幌会場:平成30年3月7日(水)
- 消費者庁ウェブサイトでの詳細御案内・参加者募集は平成30年1月上旬頃の予定です。

参加申込書

ふりがな	
氏名	
勤務先	
電話番号	
FAX番号	
役職	
業種	

申込みに関するお問い合わせ先

公益通報者保護法及び内部通報制度に関する民間事業者向け説明会事務局

東京都新宿区四谷4-34-1新宿御苑前アネックスビル8F

株式会社オーエムシー(担当:軽米(カルマイ)・井上) TEL:03-5362-0117 FAX:03-5362-0121